

## 1. 事実の概要

被告人 A・B(国土交通省職員)及び被告人 C・D(明石市職員)は、本件事故現場である人工の砂浜の管理等の業務に従事していた。

本件砂浜は、東側突堤及び南側突堤からなるかぎ形突堤に接して厚さ 2.5m の砂層を形成し、東側・南側両突堤は、いずれもコンクリート製のケーソンを並べて築造され、ケーソン間の隙間の目地に取り付けられたゴム製防砂板により、砂層の砂が海中に吸い出されるのを防止する構造になっていた。

被害者は東側突堤付近のケーソン目地部の防砂板が破損して砂が海中に吸い出されることによって砂層内に生じた深さ約 2m、直径約 1m の空洞の上を小走りに移動中、その重みによる同空洞の崩壊のため生じた陥没孔に転落・埋没し、約 5 ヶ月後、窒息による低酸素性・虚血性脳障害により死亡した。

本件事故以前から、南側突堤沿いの砂浜及び東側突堤沿い南端付近の砂浜において陥没が度々発生しており、実際に被告人らはその対策を講じていた。また、東側突堤沿いの砂浜の南端付近より北寄りの本件事故現場付近でも複数の陥没様の異常な状態が生じていた。

## 2. 決定要旨

「以上の事実関係の下では、被告人らは、本件事故現場を含む東側突堤沿いの砂浜において、防砂板の破損による砂の吸い出しにより陥没が発生する可能性があることを予見することはできたものというべきである。したがって、本件事故発生の予見可能性を認めた原判決は、相当である。」(なお、今井功裁判官の反対意見付)

## 3. 評釈

### (1) 本判例の意義・特徴

- ・ 公の施設の維持管理に関して公務員が刑法上の過失責任を問われた珍しいケース
- ・ 予見可能性の内容については、北大電気メス事件の規範を踏襲
- ・ いわゆる管理過失に分類される事案であり、予見可能性の認定が大きな問題となった

(実際、1 審判決は予見可能性を否定して無罪とし、2 審判決は予見可能性を肯定して有罪とした)

### (2) 本判例のロジック

**命題**：予見可能性の内容＝「本件事故現場を含む東側突堤沿いの砂浜において、防砂板の破損による砂の吸い出しにより陥没が発生する可能性があること」

∵砂浜に陥没が発生すれば、生き埋め・落ち込んで負傷等の生命・身体に対する危険が発生しうる

**事実①**：南側突堤沿いの砂浜及び東側突堤沿い南端付近の砂浜において陥没が複数回発生

**事実②**：南側突堤と東側突堤の基本的な構造は同一

**事実③**：東側突堤沿いの砂浜(本件事故現場付近)でも複数の陥没様の異常な状態発生

**論理Ⅰ**：事実①から「南側突堤沿いの砂浜における陥没発生の予見可能性」を認定

**論理Ⅱ**：事実②から「南側突堤沿いの砂浜における陥没発生の予見可能性」を東側突堤にも転用

**論理Ⅲ**：論理Ⅱ・事実③により「東側突堤沿いの砂浜における陥没発生の予見可能性」を認定⇒⇒**命題**

### (3) 批判

- ・ 本件事故現場付近では陥没の発生が認められないのではないか(∵報告記録の不存在・証言の信用性疑問)
- ・ 地表に何ら異常なく砂層中に空洞が発生することは、土木工学上一般的な現象とは認められない
- ・ 南側突堤と東側突堤は必ずしも同一ではない(＝南側突堤に当たる波の方が強い)

⇒⇒「東側突堤沿いの砂浜における陥没発生の予見可能性」は認められないのでは？

### (4) 本判例から見る過失犯を考える上でのポイント

- ・ 「構成要件的结果発生の予見可能性」と「因果関係の基本的部分の予見可能性」は必ずしも並列する要素ではない⇒⇒前者を推認するために後者を用いる場合が多い
- ・ 事実認定如何により、予見可能性の対象となる内容は変わる

以上